

災害における文化財の修復と地域社会の復興

The Restoration of Cultural Assets in the Disaster and the Revival of the Community

奥村 弘

Hiroshi OKUMURA

1. 修復すべき文化財(文化遺産)とは何か

地震や水害で文化財(文化遺産)が被災するといった場合、その文化財(文化遺産)とはいかなるものを指すのでしょうか。日本における文化財(文化遺産)は、大きくいって2つに分かれます。第1は文化財保護法に規定されているもので、6種類(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)の文化財類型などに応じて指定・選定されているいわゆる国、府県、市町村の指定文化財と埋蔵文化財です。さらに近年の文化財保護法の改正によって設けられた登録有形文化財で、これは地域に残されている文化財が急速に失われていくなかで、より緩やかな規制のもとで、幅広く保護の網をかけるために出来た制度です。これは地域の近代建造物等の登録からはじまりましたが、現在は、建造物以外にも広がっています。第2は、国や自治体によって指定されていないが地域の文化を継承していく上で重要な意味をもつ、いわゆる未指定の文化財(文化遺産)です。

このうち国宝、府県、市町村の指定文化財は、基本的に文化庁、府県文化財課(室)、市町村文化財課などによって把握されており、一定の基準をもった防災体制が取られており、災害による破壊の程度や指定のされ方によって対応は異なるものの、被災の把握や修復については、文化庁や自治体が対応し、費用についても一定の補助が行われます。

これに対して登録有形文化財の場合は、被災後の修復等は指定文化財と異なり、国や自治体は助言が中心で、その修復は、所蔵者や地域住民が主体的に関わってくることがいっそう求められます。

2. 未指定の地域文化遺産(文化財)の保全修復と活用

阪神・淡路大震災を契機にして、指定文化財だけでなく、いわゆる未指定の文化財(文化遺産)の保全と修復、地域復興への活用が意識的に行われるようになりました。地域にある未指定の文化財(文化遺産)とは、地域の歴史を伝える古文書や町内会の記録、個人の日誌や写真、フィルム、ビデオ、日常の生活や生産を伝える様々な民具、灯籠や道標など様々な石造文化財や産業機械や町や村のお堂、さらに見慣れた街並みの景観まで含む極めて幅広い「もの」を意味しています。

それではなぜこのような私たちの日常と密接にかかわるものを地域文化遺産(文化財)と呼ぶようになったのでしょうか。文化庁が重要文化財を指定する基準は、「我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いもの」であり、国宝は「さらに世界文化の見地から特に価値の高いもの」と位置づけられています。さらに世界遺産は、人類が次世代に引き継いでいく価値にかかわるものが認定の基本となっています。

これに対して、地域の文化遺産とは、その地域の住民にとって、自分たちの地域の歴史を次世代に引き継いでいくにあたってかけがえのないものを指します。たとえば町村役場の資料は、全国どこにもあるものであり、その意味では珍しいものではありませんが、ある町や村の歴史を知るにあたっては別の町村役場の資料では意味をほとんど持ちません。姫路城は、国宝で世界遺産ですが、同時に、それを毎日見ている地域の住民にとっては、かけがえのない地域文化遺産なのです。このように、指定文化財とはちがった価値付けを持つものを地域文化遺産(文化財)と呼びます。

このような考え方は、内閣府や文化庁においても取り入れられるようになってきています。たとえば2004年7月、内閣府の「災害から遺産と地域をまもる検討委員会」では、「文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的な景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする。文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで、本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国宝、重要文化財等の指定されたものだけでなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする」と述べています。

3. 大規模災害からの地域の復興と地域文化遺産

地域住民が地域社会を歴史的に深くとらえ、地域の次の世代へと地域文化を継承していく様々な財を地域文化遺産と考えるならば、地域文化遺産は大規模な災害からの地域社会の復興においては、極めて重要な意味を持ちます。災害から地域をどのように復興するのかを考える基礎には、地域文化があり、それを具体的に示すものとして地域文化遺産があるからです。「地域文化遺産を活かした復興」という考え方が、阪神・淡路大震災では提示されましたし、復興の過程で、地域の文化遺産を活用して、地域の歴史文化を地域住民が学んでいくという動きが起こりました。そこにはこのような地域文化遺産についての考え方がありました。

地域文化遺産という考え方は、指定文化財を大規模な地震や水害から守ることにおいても極めて重要な意味を持ちます。なぜなら、人命救助同様、初期の消火や、仏像等の移動など、緊急時には指定文化財のある地域の人々の力によるところが極めて大きいからです。

2007年10月の文化庁の文化審議会文化財分科会調査会報告では、これについて「重要文化財や史跡などとして指定された文化財は、これまで、高い専門性のもとで保護が図られてきた一方、一般の人々からは身近に感じられず、近よりがたいものという印象を持たれている面もある。そのような文化財は、社会全体で適切に保存し、確実に将来へ継承していくことが必要であり、併せて、国民共有の財産として、社会に対してその価値を還元していくことが重要である。」と述べるとともに、同時に「国や地方公共団体による指定などの措置はとられていないが、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられ、そのような文化財を幅広くとらえ、その周辺環境も併せて保存・活用していくことが重要である。」と述べています。

4. 地域文化遺産と地域住民

それでは私たちは、どのようにして「地域の核として認識されている文化遺産」を見出し、災害から守り、復興へ活かしていったら良いのでしょうか。そのためには、歴史文化や文化財修復に携

わる研究者、博物館学芸員や文書館員、ヘリテイジマネジャー（歴史遺産保全員）、文化財審議員などの歴史関係者と地域の人たちが日常的に、地域の歴史文化について議論する場を持つこと、その中で地域の人たち自身が地域の核となるような文化遺産を見出していくことが重要です。

阪神・淡路大震災の際、水をいかに確保するかは重要な課題でしたが、ある地域では井戸から水をくみ上げる手押しポンプが大きな役割を果たしました。この手押しポンプは保存されることになったとのニュースが流れたことがあります。このような手押しポンプは、それが残されることとなった由来とともに保存され、そのことが伝えられることによって、まさに地域文化遺産となっていくわけです。このように地域歴史遺産とは、たんにそこにあるだけでなく、地域の人々が意識的に引き継いで始めて価値を持つものなのです。

その意味で地域社会の中で、地域文化遺産を見出し、これを次世代に伝えていくためには、基礎自治体と地域団体は大きな責任をもっています。地域住民と歴史関係者をつなぎ、恒常的に地域文化遺産が大切にされる環境を持続的に構築するためには、自治体の文化関係部局、地域の博物館や史料館など果たす役割が極めて大きいと考えますが、日本の場合、地域文化を支えるこのような施設とそこに働く人々の位置づけは極めて貧弱であり、その充実が緊急の課題です。また現存する博物館、史料館なども地域文化を地域全体で豊かにしていくために、いっそう住民に開かれた組織となっていくことが求められています。またこれらの組織は、大規模災害時の文化遺産保全について、災害へのきめ細かい対応策を持つ必要があります。とくに自治体関係者においては地域防災計画の中に、被災した文化財をどこにどのようにして保管するのかなど、具体的な対応策を十分書き込むとともに、これを地域住民と共有することが重要です。

5. 「災害文化」を生み出す災害「遺産」の保全と活用

阪神・淡路大震災では、被災した文化遺産の保全、修復、活用とともに、阪神・淡路大震災によって破壊されたものや、写された映像や新聞・ビラ、公文書、関係者への聞き取りや文集などの記録を、震災の「遺産」として次世代に伝えるという動きが、自治体だけでなく、市民レベルでも広く行われています。

阪神・淡路大震災のような大規模な災害は、地域社会の多くの人に共有される大きな歴史事象です。しかしながら個々の人々の震災体験は、様々です。そのような個々の体験を、相互にどれだけ深く共有しうるのか、地域の文化として位置づけられるか否が、地域社会の基礎をなす地域文化を豊かにしていく重要な課題となります。災害を地域の文化の中に位置づけ、それを含めて文化を次世代へと引き継いでいくことを「災害文化」という言葉で表現するようになってきています。このような「災害文化」形成においても、災害時には、災害「遺産」を保存し、これを研究するとともに、市民レベル共有するための取り組みが重要となっています。被災地域文化遺産同様、これについても関係者の持続的な取り組みが重要であり、自治体においては、地域防災計画の中にも明確に位置づける必要があると考えます。